

令和2年4月17日

介護老人福祉施設	施設長 様
介護老人保健施設	施設長 様
地域密着型介護老人福祉施設	施設長 様
認知症対応型共同生活介護	管理者 様
指定居宅介護支援事業所	管理者 様
地域包括支援センター	センター長 様

栗東市長寿福祉課長

#### 新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的な取扱いについて

平素より、本市の介護保険事業の実施にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省老健局より、今般の新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月まで合算できる旨の通知がありました。

本市では、下記要件に当てはまる方を対象に、裏面のとおり対応いたします。

なお、市内上記介護保険施設におかれましては、下記1.(1)の対応とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 対象となる方

- (1) 更新申請のうち、施設や病院が、面会を禁止する等の措置をとることで、認定調査が困難な方（別紙1）
- (2) 更新申請のうち、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、面会が困難な方（別紙2）

栗東市役所  
長寿福祉課介護保険係  
TEL077-551-0281